

【ABC 消費者情報 Vol. 114】

◎排水溝の清掃だけのはずが、床下まで点検し高額な契約を結んでしまった！

「排水溝の清掃をすると業者が訪ねてきたが、床下まで点検し、床下調湿剤やシロアリ防除の契約を結ばされた。」との相談が寄せられています。点検後に消費者の不安をあまり、高額な契約を結ばせる手口です。安易に業者を家の中へ入れてはいけません。

■相談事例

○「排水溝の清掃をします。」と業者が来た。排水溝の清掃後、床下も見せてほしいと言われたので見てもらった。「シロアリがいるかもしれないので、防除をした方がいい。」と言われ、高額な契約をしてしまった。

■アドバイス

○「近所の方も皆やっている」などと言い、その場で契約を迫る業者には注意が必要です。

○一度契約すると次々に別の契約を迫られるケースもあります。必要のない場合はきっぱり断りましょう。

○契約後や工事完了後でも、クーリング・オフや契約の取消等ができる場合があります。

○不審に感じたら、まず家族や周囲の人、消費生活センターに早めに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

[Tel:099-252-1919](tel:099-252-1919)

■警察総合相談電話

Tel: #9110

■消費者ホットライン

Tel: 188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

配信停止はこちら

[%url/https:ath:stop%](https://ath.stop%url/)

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611